

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省 港湾局 技術企画課）

項目名	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の延長		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>【制度の概要】 船齢 35 年未満の作業船を譲渡し、新たに作業船（船齢が耐用年数以内であって、海防法の規定による窒素酸化物の放出基準の 78/80 を満たしている原動機を有するものに限る）を取得した場合、譲渡益の 80% の圧縮記帳を可能とする特例措置。</p> <p>【要望の内容】 所得税：令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日（3 年間の延長） 法人税：令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日（3 年間の延長）</p> <p>【関係条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法 第 37 条～第 37 条の 4、第 65 条の 7～第 65 条の 9 ・租税特別措置法施行令 第 25 条～第 25 条の 3、第 39 条の 7 ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 19 条の 3 ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令 第 11 条の 7 		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	-	百万円 (110,300 百万円 の内数) (- 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>政策目的</p> <p>老朽化が進む作業船の買換えを促進することで、港湾整備等にかかる環境負荷の低減を図る。</p> <p>また、円滑な港湾整備等の促進や大規模災害発生時における災害復旧の円滑な実施能力の強化を図る。</p> <p>施策の必要性</p> <p>1997年に採択されたマルポール条約附属書 において、作業船を含む船舶から放出される排出ガスによる大気汚染の防止のための規制が定められており、我が国では海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という。）において、窒素酸化物（NOx）の排出規制が平成 17 年から設けられ、平成 22 年には更なる規制強化の措置が行われている。</p> <p>我が国の作業船は、海防法により Nox の放出基準が定められる前に建造された船が 80% を占めているが、民間の自助努力のみによって、環境負荷の低い作業船への代替を進め、国内外の社会的要請に的確に対応することは困難であるところ、本租税特別措置によって作業船の買換えを促進することが、地球環境の保全を図るために必要である。</p> <p>他方、作業船は、国際コンテナ戦略港湾等をはじめとする我が国の経済産業を支える港湾整備のみならず、港湾施設の災害復旧や老朽化対策等を行う上でも不可欠である。</p> <p>しかしながら、作業船保有企業の 90% 以上は中小企業であり、厳しい経営環境から作業船の買換えが進んでおらず、老朽化を原因とする事故やトラブルが発生している。このため、円滑な港湾整備や災害復旧の実施環境の確保の観点でも、老朽船の買換えを促進することが必要である。</p> <p>なお、これらの取組は、極めて公益性が高く、特定の地域の利益に留まらないため、政府の関与が必要である。</p>
--------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（令和2年3月13日告示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾の開発等に当たっては、生物多様性及び人が豊かな自然と触れ合う場の確保を考慮し、港湾及びその周辺の大気環境に与える影響を計画の策定に際して評価するとともに、その実施に当たっても広域的かつ長期的な観点に立って、これらの環境への影響の回避・低減に努める。 <p>経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和4年6月7日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の成長と国民生活を支えるサプライチェーンの強化や観光等による地域活性化に向けた環境整備のため、（中略）港湾（中略）の物流・人流ネットワークの早期整備・活用（中略）に取り組む。 <p>新しい資本主義 フォローアップ（2022年）（令和4年6月7日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症等による社会経済情勢の変化にも対応し、経済成長を支えるため（中略）国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図る（後略）。 <p>国土強靱化年次計画 2022（令和4年6月21日国土強靱化推進本部決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、（中略）等により多様な情報収集、提供手段の確保に向けた取組を推進する。 ・港湾、空港の施設の耐震化、液状化対策、（中略）等、交通インフラそのものの強化を進める。 <p>第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時における円滑な航路啓開・災害復旧等を可能とするため全国各地に作業船を保有できるよう環境を整備 <p>（政策評価体系における位置づけ）</p> <p>政策目標 3 地球環境の保全 施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>
		政策の達成目標	作業船の買換えを促進することにより、NOx 排出量を削減し、環境負荷の低減を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	<p>所得税：3年間（令和6年1月1日～令和8年12月31日）</p> <p>法人税：3年間（令和5年4月1日～令和8年3月31日）</p>
同上の期間中の達成目標	<p>既存作業船の買換えにより、NOx 排出量を令和5年度から令和7年度までの3年間で672t 削減する。</p>		

	政策目標の達成状況	既存作業船の買換えによる NOx 排出量の削減量 ・令和2年度(実績) : NOx174t ・令和3年度(実績) : NOx160t ・令和4年度(見込) : NOx158t			
	要望の措置の適用見込み	(単位:隻数)			
		年 度	R 5	R 6	R 7
		租税特別措置法第 65 条の 7 適用船舶(作業船)	22	16	11
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本租税特別措置によりキャッシュフローが確保され、作業船建造の初期投資負担が大幅に軽減されることから、海防法の放出基準に適合した環境性能が高い作業船への買換えが促進されることで、環境負荷が低減される。 また、作業船の老朽化を原因とする事故やトラブルの解消が図られ、港湾整備等の効率性向上と安全確保、防災対策等の強化も図られる。			
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	-			
	予算上の措置等の要求内容及び金額	国庫補助である省エネルギー・需要構造転換支援事業について、所管の資源エネルギー庁にて要求されているところ。(令和5年度予算要求額:360億円)			
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置の対象は、省エネルギーへの取り組みのうち、「技術の普及可能性・先端性」、「省エネルギー効果」を踏まえ政策的意義の高いものと認められる設備導入費に限って補助されるものである。 一方、本租税特別措置は、一般に普及している環境性能の高い作業船の買換え等を促進することにより環境負荷の低減を図るものであり、広く一般的に活用できる制度である。			
	要望の措置の妥当性	本租税特別措置は、課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担額は少なく、また、建設業等を営んでいれば利用できる制度であり、事業者が広く利用できる制度であるため、本租税特別措置による支援が妥当である。			
用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	これまでの租税特別措置の適用実績	(金額の単位:百万円)			
		年 度	R 1	R 1	R 1
		適用数	10 (30)	7 (15)	6 (15)
		減収額	178 (420)	171 (207)	184 (207)
		()は、前回及び前々回時に見込んだ数字			
		【前回要望時の減収見込額と実績の乖離】			
		買換え隻数は概ね見込みどおりであったが、売却益がゼロ又は極めて少額であり、結果的に本租税特別措置を利用出来ない等の事情があったため。			

	<p>租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果</p>	<p>特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（日本船舶から日本船舶への買換え）</p> <p>租税特別措置法の条項：65条の7～65条の9、第68条の78～第68条の80</p> <p>適用件数：平成30年度 43件の内数 令和元年度 42件の内数 令和2年度 38件の内数</p> <p>適用額：平成30年度 6,127,276（千円）の内数 令和元年度 6,311,682（千円）の内数 令和2年度 4,401,532（千円）の内数</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>本租税特別措置により、作業船建造の初期投資負担が大幅に軽減されたことから、環境性能が高い作業船への買換えが促進され、環境負荷が低減している。</p> <p>また、老朽化を原因とする事故やトラブルの解消が図られ、港湾整備等の効率性向上と安全確保、防災対策等の強化も図られている。</p> <p>なお、環境負荷低減に係る直接効果として、これまで1,783tのNOx排出量削減が図られてきた。この排出量削減は将来に渡って環境負荷の低減に資するものであり、地球環境保全のための手段として有効である。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>既存作業船の買換えにより、NOx排出量を令和2年度から令和4年度までの3年間で700t削減</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>適用実績及び適用見込みでは、NOx排出量は令和2年度から492tの削減となる見込みである。</p> <p>目標に達していない理由 買換え隻数は概ね見込みどおりであったが、目標のNOx削減量は過去の実績から一隻あたりの平均値を算出し計上していたところ、実際買換えのあった船種が見込みと異なり、NOx削減寄与率が低い船種が多かった等の事情があったため。</p> <p>しかし、作業船の買換えを促進し、環境負荷の低減と港湾整備等の円滑な実施を図るため、引き続き本特例を措置する必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成26年度 創設 平成29年度 延長 令和2年度 延長</p>